

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

徳島市（以下「甲」という。）と藍住町（以下「乙」という。）は、平成23年3月30日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和3年7月1日から適用する。

原協定別表第1中ウの表をエの表とし、イの表をウの表とし、同表にイの表として次のように加える。

イ 教育

公共施設の広域利用	取組の内容	圏域内住民に対する生涯学習の機会の拡大や余暇の充実を図るため、圏域内の文化・教育施設等の広域利用を促進する。
	甲の役割	徳島市立図書館を乙及び連携市町村の住民の利用に供し、甲の区域内の住民に対して広域利用について周知するとともに、連携市町村の調整を図る。
	乙の役割	藍住町立図書館を甲及び連携市町村の住民の利用に供するとともに、乙の区域内の住民に対して広域利用について周知する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年6月24日

甲 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市

徳島市長 内藤 佐和子



乙 板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1

藍住町

藍住町長 高橋 英夫

